# 社会保険労務士からの三方一両得だより

平成２８年１２月２０日　第８７号

## 解体新書を見てきました

さくら市ミュージアム–荒井寛方記念館–で、解体新書を見てきました。しおや地区での幕末の医療についてまとめた展示でした。宇都宮でも天然痘の予防接種である種痘が行われていた資料や、昔の医療器具、たくさんの医療本を見ることができました。解体新書は教科書で見たとおりでした。展示品の数こそ多くはなかったのですが、興味深いものがたくさんあり、大満足です。しかも入館料は 300 円と激安！さくら市立派です。

何より驚いたのは、宇津救命丸が高根沢発祥だったということ。宇都宮氏の御殿医だった宇津さんが高根沢で帰農し、村人のために作り始めた薬だそうです。まったく知りませんでした。

隣接している勝山城址も素晴らしかったです。空堀がきれいに残っていて、城の作りがよくわかります。西側が鬼怒川に浸食された崖になっているため、守りは堅かったのだろうなと当時の様子を想像するのも楽しいです。

紅葉のピークで、落葉も美しかったです。

ネットで勝山城について調べようと検索すると、勝山城は日本中に沢山あることが分かりました。確かに「勝」という字が入っていて、高台にある城の名前としては最適な気がします。

## 我が家の畑

以前からある手法ですが、「不耕起栽培」というものがあります。自然界では耕さなくても植物は育ちますので、作物が本来持つ力を活かそうという考え方です。以前植わっていた根の跡が有効に作用するとか、根が張っていく過程でかかるストレスが却って植物を強くするという説もあります。

我が家の畑はあまり耕せていないので、すでに取り組んでいるようなものですが、畑の一部を一切耕さないことも検討してみます。

きれいな大根が収穫できました。

◆ 残業時間を制限する必要がありそうです

電通の新入社員の女性が過労自殺(個人的には長時間労働だけではなく、上司の心無い発言や周囲の社員が業務に不慣れな被害者に対して配慮しなかったパワハラが直接の原因だと思いますが)以来、長時間労働、過剰な時間外労働を何とかしなければいけないという風潮が顕著になってきました。

政府が取り組んでいる「働き方改革」において長時間労働の是正が重要な柱とされ、過労死等防止対策推進法の施行(平成 26 年 11 月に施行済みで、政府に対して過労死の調査研究、啓蒙、対策案の立案などを義務付け)、初の「過労死白書」発行などもあり、「残業」には特に厳しい目を向けられるご時勢となりました。

労働基準法において労働時間は「1 日 8 時間、週 40 時間」と定められていますが、労使間で「三六協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることで、「月 45 時間、年 360 時間」までの時間外労働が認められます。

さらに三六協定に「特別条項」を付けることで、繁忙期や納期直前といった臨時の場合に「上限なし」の時間外労働までもが可能となります。

厚生労働省「平成 25 年労働時間等総合実態調査」によれば、三六協定を締結している企業は、大企業では 94%もあったのに対し中小企業ではわずか 43%にとどまっています。また、その協定も守らなければ全く意味はありません。政府は現在、「残業時間の上限規制強化」や「違反企業への罰則の厳罰化」を検討しています。企業にとっては、法的対応は当然として、さらに抜本的な残業削減の取組みが必要です。

長時間労働を是正する手段の 1 つとして注目されているのが、「勤務間インターバル」です。これはその日の勤務終了時から翌日の勤務開始時までに、一定時間(インターバル)を設けることにより、強制的に休息時間を確保するものです。来年度には同制度を導入する企業に対し、経費補助をする助成金が創設される予定です。詳細は後日ご案内いたします。

アグリ労務管理事務所　発行責任者　山川　荘二（代表 特定社会保険労務士）
〒321-0923　栃木県宇都宮市下栗町 2916-9　エイムビル 304
TEL 028-616-8814　　FAX 050-3488-2729
E-mail　yamakawa@sr-aguri.com　URL　http://sr-aguri.com